八　第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額（DF_{CM}）が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額（K_{CM}）を算出することを要する。

$$K_{CM}=\left(1+\frac{A_{Ntl,1}+A_{Ntl,2}}{\sum_{i}A_{Nd,i}}\cdot\frac{N}{N-2}\right)\cdot\frac{DF^{*}}{\sum_{i}DF^{*}_{i}}\cdot K^{*}_{CM}$$

DF^{*}は、当該適格中央清算機関に対する信用金庫又は信用金庫連合会の未拠出の清算基金の額

DF^{*}_{i}は、直接清算参加者ｉの未拠出の清算基金の額

九　前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額（K_{CM}）を算出することを要する。

$$K_{CM}=\left(1+\frac{A_{Ntl,1}+A_{Ntl,2}}{\sum_{i}A_{Nd,i}}\cdot\frac{N}{N-2}\right)\cdot\frac{IM}{\sum_{i}IM_{i}}\cdot K^{*}_{CM}$$

IMは、当該適格中央清算機関に信用金庫又は信用金庫連合会が拠出した当初証拠金の額

3　第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

$Min\{(2\%\cdot TE+1250\%\cdot DF),\ 20\%\cdot TE\}$

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

DFは、当該適格中央清算機関に信用金庫又は信用金庫連合会が拠出した清算基金の額（適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百七十条の十　適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、当該中央清算機関に拠出した清算基金の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第二百七十四条第三項第十号中「第十九条及び第三十一条の算式」を「第十九条第三号及び第三十一条第三号の算式」に改める。

第二百九十二条第一号中「イからホまでの項目」を「イからホまでに掲げる項目（リスク管理上必要がないと認められる場合にあっては、ニに掲げる項目を除くことができる。）」に、「とする。また、連結子会社」を「とし、連結子法人等」に改め、「対象としないことができる」の下に「ものとする」を加え、同条第三号イ中「すべて」を「全て」に改める。

第三百二条の二第一号及び第二号の表中「自己資本控除」を「百」に改める。

第三百二条の三第一号及び第二号の表中「自己資本控除」を「百・〇〇」に改める。

第三百二条の四第一項中「第三百二条の二及び第三百二条の三」と」の下に「、「千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と」を加え、同条第三項中「自己資本控除」を「百パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第三百二条の五の見出し中「自己資本控除」を「百パーセントのリスク・ウェイトの適用」に改め、同条第一項中「が自己資本控除と」を「に百パーセントのリスク・ウェイトが適用」に改め、同条第二項中「が自己資本控除と」を「に百パーセントのリスク・ウェイトが適用」に改め、「準用する。」の下に「この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。」を加え、同条に次の一項を加える。

3　信用補完機能を持つI/Oストリップスについては、第二百四十七条（第一項第一号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

第九章に次の一節を加える。

第七節　特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例）

第三百二条の十四　第百七十八条の三第一項、第百七十八条の四及び第百七十八条の四の二の規定は、マーケット・リスク相当額を算出する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「内部格付手法採用金庫」とあるのは「信用金庫連合会」と、「第百五十条から前条までの規定にかかわらず」とあるのは「前六節の規定にかかわらず」と、「に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額」とあるのは「のマーケット・リスク相当額」と、「当該エクスポージャーの額（EADをいう。）」とあるのは「当該部分の額」と、「二百五十パーセント」とあるのは「二十パーセント」と読み替えるものとする。

第三百十三条第三項第二号中「（第七条第一項第一号に規定する「法人等」をいう。）」を削る。

第三百十五条第一項中「、同項第十号」を「、同号」に改め、同条第二項第五号ロ及びく中「すべて」を「全て」に改め、同項第十号を次のように改める。

十　次のイからハまでに掲げる信用金庫又は信用金庫連合会の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たすこと。

イ　国際統一基準金庫　第十九条第三号及び第三十一条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

ロ　国内基準金庫である信用金庫連合会　当該信用金庫連合会を国際統一基準金庫であるとみなして第十九条第一号及び第三十一条第一号の算式により得られる比率が四・五パーセント以上であること。

ハ　信用金庫　先進的計測手法を用いるために十分と認められる自己資本比率を維持していること。

第三百二十一条に第一項として次の一項を加える。

金融庁長官は、第四条第四項第五号イ及び第十三条第四項第五号イの確認の権限を、当該確認の申請を行う信用金庫又は信用金庫連合会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。）に委任する。

第三百二十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

信用金庫は、第四条第四項第五号イ、第十三条第四項第五号イ、第二十三条第四項第五号イ、第二十四条第四項第五号イ、第三十五条第四項第五号イ及び第三十六条第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該信用金庫の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由してしなければならない。

附則第九条第一項中「（内部格付手法又は先進的計測手法を採用する信用金庫又は海外拠点を有する信用金庫連合会以外の信用金庫連合会においては、四パーセント）」を削り、同条第二項中「（海外営業拠点を有しない内部格付手法採用金庫又は先進的計測手法採用金庫においては、四パーセント）」を削る。

附則第十三条第一項第一号中「場合（」の下に「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）第三条の規定による改正前の」を加え、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。